

右及申(通)報候也

15.12.28
698

勞務三〇〇二號



大正十五年十二月十七日

警視總監 大田 政 弘

寫

内務大臣 瀧口 雄 幸 殿

社會局長官長 岡隆 一 郎 殿

大阪、神奈川、兵庫、愛知、

各 府 縣 長 官 殿

東京精糖株式会社労働争議ニ関スル件(第四報)
標記労働争議ハ會社側ノ態度依然強硬ニシテ何等進展
ヲ見ズ争議圓側ハ殆下困憊ニ居ル模様ナルガ其後ノ状